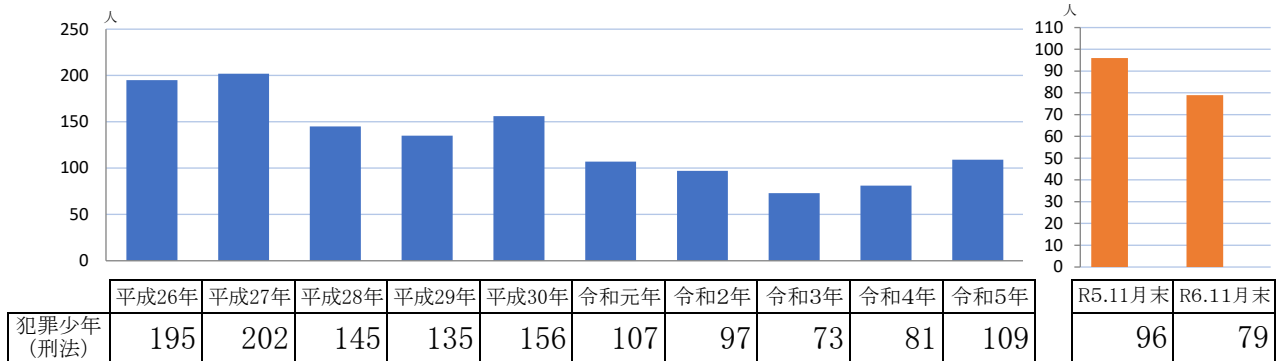


# 令和6年11月末現在の少年非行の概況

生活安全部 人身安全少年課

## 1 犯罪少年(刑法)の推移



## 2 令和6年11月末の少年補導概況

### (1) 非行少年等の概況

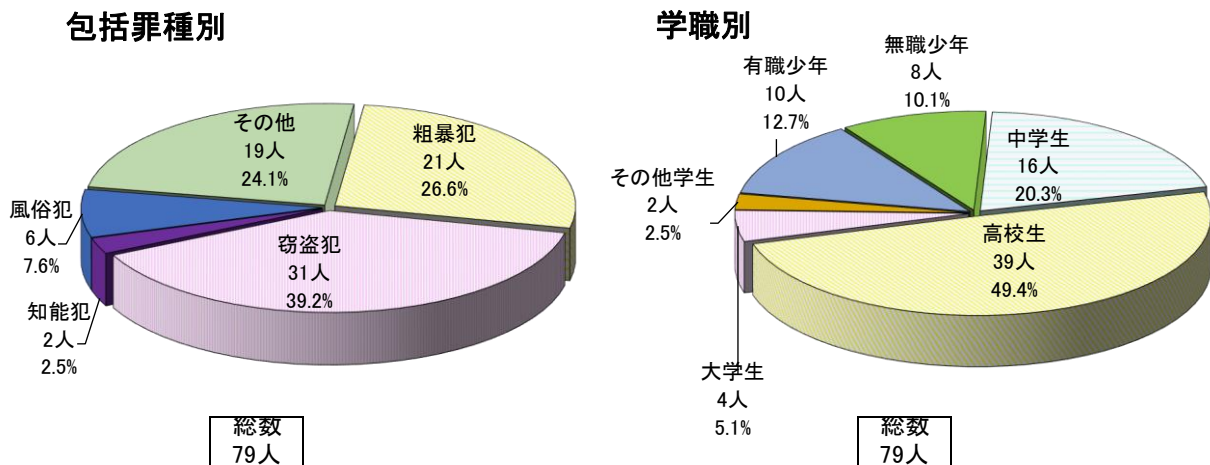
区分 / 年	R5.11月末	R6.11月末	増減数	増減率
犯罪少年	109	94	△ 15	△ 13.8
刑法	96	79	△ 17	△ 17.7
特別法	13	15	2	15.4
触法少年	54	52	△ 2	△ 3.7
刑法	50	45	△ 5	△ 10.0
特別法	4	7	3	75.0
ぐ犯少年	1	6	5	500.0
不良行為少年	428	427	△ 1	△ 0.2

※非行少年等・・・犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、不良行為少年を含めた総称。

※ぐ犯少年・・・少年の性格、行状等からみて、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年をいう。

※不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・家出等自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

### (2) 犯罪少年(刑法)の罪種別・学職別割合



※ 円グラフは、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳数値の合計が100%にならない場合があります。

※ この統計資料は令和6年11月末現在の暫定値です。